

海外留学支援制度(短期派遣・短期受入れ) ご担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部海外留学支援課

平成26年度海外留学支援制度(短期派遣・短期受入れ)採用者の
平成27年度における事務手続きについて

平成26年度海外留学支援制度(短期派遣・短期受入れ)採用者の平成27年度における継続支援に係る事務手続きは、平成26年度事務手続きに準じたものとなります。

奨学金支給申請手続き、変更手続き、報告書提出の手続き等の各種手続きにおいては、「平成26年度海外留学支援制度(短期派遣・短期受入れ)事務手続の手引き」(以下「平成26年度事務手続の手引き」という。)及び平成26年度の様式(「銀行振込依頼書」様式Aを除く。)を用いて、事務手続きを行ってください。

なお、奨学金の支給申請については以下により事務を行ってください。

1. 奨学金支給申請書の提出について

奨学金は、原則として、前渡しの方法で平成27年度に指定された振込口座に送金することとします。

振込口座は平成27年度新規採択プログラムがない場合においても、**平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)の「銀行振込依頼書」(様式A)**を提出してください。

支給申請書は下記申請書提出締切日までに機構に到着するよう、提出してください。機構は、同月末頃に送金します。

	申請可能数	申請書提出締切日	振込時期
平成26年度継続者の平成27年度の申請1回目	最大4回分	4 / 9 (木) 必着	4月末
平成26年度継続者の平成27年度の申請2回目	最大4回分	7 / 3 (金) 必着	7月末
平成26年度継続者の平成27年度の申請3回目	最大3回分	11 / 5 (木) 必着	11月末

注1) 国から機構への補助金の交付が遅れた場合、機構から大学等への送金が遅れることがあります。その場合には、別途連絡します。

注2) 当該月の締切日以降に申請書が機構に到着したのものについては、次月以降の送金となります。

注3) 支給対象者のプログラム開始時期により31日周期で計算した結果、平成26年度最後の周期の起点が3月31日であった場合、平成27年度の奨学金支給申請の時期が上記表とは異なる場合があります。「平成26年度採用平成27年度継続者用日数計算表」(以下「日数計算表」という。)を参照し、適切な時期に申請を行ってください。

2. 奨学金月額

平成26年度採用者の平成27年度継続支援に係る奨学金月額は、平成26年度同様となります。

3. 奨学金の支給

機構から大学等には、上記の通り、最大4回分(4回に満たない場合は必要回数分)を前渡しで送金します。各大学等は、支給対象者に対し、**31日周期ごと**に在籍確認を行った上で、当該周期内に必ず所定の月額を本人に支給してください。まとめ払い、分割払い、プログラム実施終了後の後払い、在籍確認前の支給及び授業料等を差引いた金額の支給は認められません。

また、平成26年度に実施した平成25年度の在籍確認、受領書調査(「平成26年6月19日付学支海留第134号」により、対象校を限定して実施。)において、周期ごとに在籍確認が行われていない事例が見受けられましたので、適切な在籍確認方法及び支給時期を、日数計算表や「平成26年度

事務手続の手引き」等で再度確認した上で行ってください。

短期派遣の在籍確認にあたっては、「平成26年度事務手続の手引き」にあるように、支給対象者本人だけでなく、派遣先大学等の担当者等とも連絡をとってください。見本書式1を新たに作成いたしましたので、今後の在籍確認時には、これを用いる等して在籍確認の根拠書類を各大学等にて必ず適切に保管してください。

なお、上記の補足として、今後は以下の点に注意し、**31日周期ごと**の在籍確認及び支給を適正に実施していただきますようお願いいたします。

注1) 在籍確認及び受領確認簿(様式C)の在籍確認日と在籍確認の根拠書類の日付は一致しているものとしてください。

注2) 在籍確認の根拠書類として、以下のものは認められません。

- ・入学許可証
- ・「12月1日 4人在籍」等、支給対象者の個人名がない文書
- ・支給対象者名(氏名)が本文がなく、送信先、あるいは宛先にしかない文書(メールの印刷物を含む。)

4. 海外留学支援制度による派遣学生等の安全管理について

本制度による短期派遣学生及び引率者等関係者(以下「派遣学生等」という。)の安全管理については、以下の事項にご留意ください。

- ・各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導してください。
- ・派遣にあたっては、現地の安全情報に十分注意し、派遣中も随時状況確認ができるよう、派遣先大学等や派遣学生等との連絡を密にしてください。
- ・留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。

在籍大学等は、外務省「海外安全ホームページ」に随時掲載される国・地域別の危険情報を確認し、「安全対策の4つの目安(カテゴリー)」のうち、以下の目安が示されている地域には派遣を行わないようにしてください。

■退避勧告「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

■渡航延期勧告「渡航の延期をお勧めします。」

※派遣先国(地域)の状況から安全な留学が困難であると明白に認められる場合、派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。ただし、機構による支給対象者の登録承認をもって、派遣先国(地域)の安全性が保障されることにはなりませんので、必ず在籍大学等の責任において派遣学生等の状況に応じた安全確保に努めてください。

また、安全情報は刻々と変化します。プログラムの計画及び実施にあたっては、各国の日本大使館が提供する安全情報の活用や派遣先大学等との連携により、常に最新の情報をもって、プログラム遂行の安全性を確認してください。留学中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が上記のレベルに引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や留学の中止等、安全のために必要な措置を行い、機構に対しては変更等の手続きを適切に行ってください。

なお、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在

留届」を提出することが義務付けられているほか、外国での住所・居所を定めず3か月以上渡航する場合は「たびレジ」に登録することができます。

【参考】

- ・外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）
TEL：（代表）03-3580-3311（内線：2902, 2903）
URL：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html
- ・海外安全ホームページ URL：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・外務省在外公館リスト URL：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>
- ・海外へ渡航される皆様へ（在留届電子届出システム「ORRnet」・海外旅行登録システム）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

5. 奨学金支給報告書

「平成26年度事務手続きの手引き」（派遣10頁、受入れ9頁参照）のとおり、平成27年4月6日（月）までに、奨学金支給報告書（様式J）を提出するとともに、平成27年度にプログラムが終了となる場合には、平成27年4月以降に機構のホームページに掲載予定の様式J-2により、プログラム全体における会計報告を提出していただくこととなります。

6. 機構からのデータ送信時に設定されるパスワードについて

機構が支給対象者等の個人情報を含むデータを、大学等に送信する際のパスワードについて、個人情報保護強化の目的から平成27年度より、機構が事前に各大学等に付与するパスワードに変更されます。平成27年度用のパスワードは、平成27年3月下旬以降順次、各大学等に通知する予定ですので、機構から送信されるデータを確認する際には、このパスワードを入力してください。

なお、大学等が機構にデータを送信する際には、特に定めのない限り上述のパスワードではなく、学校コード（半角数字6桁）にて設定してください。

○平成26年度事務手続きの手引き等関係書類掲載ページ

短期派遣： http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html

短期受入れ： http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html

本件に関する照会先：

独立行政法人日本学生支援機構 海外留学支援課 短期留学担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL：03-5520-6014 FAX：03-5520-6015

E-mail：haken-t@jasso.go.jp（協定派遣）

ukeire-t@jasso.go.jp（協定受入）